

令和3年 第8回

苓北町農業委員会総会会議録



大仁田会長

改めまして、皆さん、おはようございます。

先日のコスモスの播種は大変ご苦労様でした。

毎日暑い日が続きますが、予定どおりオリンピックも開催され、メダルラッシュとなっております。今朝のテレビでは、今46個くらい取っておるそうでございます。

ただ心配なのは、新型コロナウイルスの再流行でございます。ワクチン接種など対策を徹底し、流行を押さえ込むことが今後の課題かと思えます。

本日もよろしくご審議いただきますようお願い申し上げ、ご挨拶に代えさせていただきます。

事務局

はい、ありがとうございました。

本日は坂西委員、山下委員が欠席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めとなっておりますので、以降の議事の進行は大仁田会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願い致します。

議長

はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、1番の荒木委員さんと5番の平井委員さんに お願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の宮崎氏、西川氏、松野氏を指名致します。

議長

それでは、日程第2、議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、2ページをお開きください。日程第2、議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和3年8月6日 苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。

事務局

3ページをご覧ください。

整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、4ページの別紙のとおり田6筆 8, 712㎡、畑4筆 4, 341㎡、計10筆の13, 053㎡です。

場所については、5ページから12ページに図示しております。

権利の種類は、贈与による所有権移転。申請理由は、経営規模を拡大するためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

平井委員

はい。先日、譲受人さんと一緒に現地を確認に回ってきました。譲渡人さんがほとんど貸し付けておられて、ちゃんと耕作されていきました。畑1枚が荒地になっていましたけど、あとは貸していないところは自分で耕作をなさるということでございました。それで許可をしても良いかと思えますけど。

議長

はい、ありがとうございました。  
筆数も10筆ということで、大変ご苦労さんでございました。  
他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。

荒木委員

譲受人が自分でこれだけ耕作しきれののかなと思ってですね。

平井委員

自分で作られるところはいくらもないんですよ。ほとんど他の方が請け負って作っておられます。広いところは全部貸し付けてあって、空いているところはそうないんです。

事務局

すみません、よろしいですか。

議長

はい、どうぞ。

事務局

これですね。平井委員さんが譲受人さんの意志を確認していただいたのですけれども、この3条の要件としまして、贈与で農地を取得される場合に、そこの農地は取得される譲受人がすべて自ら耕作すると認められる場合にのみ3条の許可ができるというものです。

対象の農地で貸し借りをされているところがあったのですがそこに関しては先日合意解約をしていただいて、一旦所有者の方に農地は返していただいております。

それを今度、譲受人さんが贈与でもらわれるということなので、譲受人さんがすべて自ら耕作するというのが大前提になります。

平井委員

そういう形にもっていかないとダメなんですね。

事務局

そうですね。

平井委員

どのようにすれば良いのでしょうか。

議長

本人さんが作ってもらわないといけませんね。

平井委員

一旦お返しいただいて、そしてその後にまた貸し付けができるのですか。

事務局

譲渡人さんが貸されていたんです。だから他の方に贈与する場合は譲渡人さんと貸し借りを結ばれていた耕作者の方との間で合意解約をしていただきまして、所有者の方に一旦返していただいています。それを譲受人さんが贈与でもらわれるので、譲受人さんがすべて自ら耕作ということが農地法第3条の許可要件となっていますので、譲受人さんが耕作すると認められる場合に、農業委員会として3条の許可が出せるということになります。

小野委員

それを荒木委員さんが心配されたんですね。広いから大変じゃないかということですよ。

荒木委員

そうです。

平井委員

そして、その手続きが済んで譲受人さんのものになってしまったらまたすぐに貸し付けができるんですか。

事務局

できないんです。

自ら耕作するというのが許可要件になっていますので、譲り受けてまたすべて貸し付けてしまうというのができないんです。

小野委員 その縛りというのは何年とかいうのがあるのですか。永遠ではないのでしょうか。

事務局 明確な何年というのはないのですが、以前から3年3作みたいなことは最低でもですね。

平井委員 短期間で、また貸し付けるということはできないんですか。

事務局 できないんです。

荒木委員 それが心配なんですよ。

小野委員 荒木さんがそれを言われたんですよ。

事務局 譲受人さんが「作ります。」ということで、申請を出して来られましたので。

平井委員 一応そういう形にもって行って作れなくてもきれいにトラクターで起こしてさえいれば良いわけですから許可できるんじゃないですか。稲やレタスとか作らなくてもすぐ作れる状態にしておけば、それはできらすでしょう。

議 長 ほっとくわけにはいかんけんですね。作付はせなんですね。

小野委員 耕作するということは何かを作るというのが条件でしょう。譲り受けられる方は、そのところはちゃんと分かれて申請されたのでしょから理解されているのでしょ。

議 長 事務局どうですか。自覚はあられるのかどうか。

小野委員 そして、譲渡人の方は住所はここになっていますけど現在は住まれてないんですよ。どこかよそに遠いところにおられるみたいで、やっぱり遠くに住んでたら管理はできないですよ。

平井委員 耕作するということが許可要件なら若干無理かも知れませんか。

議 長 売買だったら貸し付けはできるのですか。

事務局 売買も贈与も一緒です。

小野委員 でも今受けた時点では、その要点は満たしているのでしょうか。

事務局 そうですね。  
譲り受け後の作付計画とかも出されていますし、作っていくという  
ことで申請は出ています。

小野委員 そしたらここで心配する必要はないのじゃないですか。ちゃんと覚  
悟のうえなのでしょうから。

事務局 本人さん、奥さん、ご家族みなさんで作られるということです。

荒木委員 富岡も田が1カ所水がないんですよ。

事務局 今おっしゃったように富岡で不便なところを借りておられるようで  
そういう所を返して、今度譲り受けられる条件の良いところを作付け  
されたらどうですか。と事務局でもお話しをしています。

議 長 本人が作るということを自覚しておられるということで皆さん考え  
ていただければどうですかね。  
他にございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号1について賛成の方の挙手を  
求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号  
1につきましては許可することに致します。

議 長 続きまして、整理番号2の案件につきまして、事務局に説明を求め  
ます。

事務局 はい、13ページをご覧ください。  
整理番号2の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町志岐の田2筆、面積は、887㎡です。

場所については、14ページから15ページに図示しております。町道釜線から町道志岐山線に入って60mくらい行ったところになります。

権利の種類は、贈与による所有権移転。申請理由は、経営規模を拡大するためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号2につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

小野委員

はい。8月1日に譲り受けられる方と二人で、現地を見て参りました。譲り渡す方とは従兄弟関係になられるそうです。今現在は稲も作ってなかったのですが、来年はちゃんと稲も作りますということでした。すぐ再生できる程度の草でしたので、問題ないかと見てきました。以上です。

議 長

この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。

ございませんか。

私も近いので、そこは度々通るところでございます。

今、小野委員さんが言われたとおり、いつでも田んぼになるようなところでございます。

他にございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号2について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号2につきましては許可することに致します。

議長

日程第3. 議案第66号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と致します。  
事務局に説明を求めます。

事務局

はい、16ページをお開きください。日程第3. 議案第66号 農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。  
令和3年8月6日 苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。

17ページをご覧ください。  
整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。  
申請物件は、苓北町志岐の畑3筆、面積は、246㎡です。  
転用の目的は、車庫、倉庫及び通路です。  
転用しようとする理由の詳細は、「申請人は、現在自家用車を庭先に停めており雨ざらしのため車庫を建設したい。また、農機具や農作物を保管するため車庫の一部を倉庫としての利用も考えており、自宅に隣接する当該地を転用したい。」ということです。  
申請地は、18ページから20ページに図示しておりますが、場所は町道釜線沿いの城下橋付近になります。審議の要点につきましては記載のとおりであり、適当であると判断しております。申請箇所は概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則許可できませんが、居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものは、例外的に許可をすることができます。なお、申請物件の一部は既に通路として利用されているため始末書が添付されています。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

大仁田会長

この件につきましては、私が地区内でございますので現地確認を行いました。現在3筆になっておりますが、狭い申請地は既に通路に使用しておられるという説明のとおりでございます。隣の人の承諾書も区長の許可もいただいているということですので、許可相当に当たるのではないかと見てきました。

議長

この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。  
ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。

議長

続きまして、日程第4. 議案第67号 農用地利用集積計画の認定についてを議題と致します。  
事務局に説明を求めます。

事務局

はい、21ページをお開きください。日程第4. 議案第67号 農用地利用集積計画の認定について、農業経営基盤強化法に基づき別紙のとおり苓北町農用地利用集積計画書を作成し、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により認定を求められたので附議する。  
令和3年8月6日 苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。

22ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の新規が4件ございます。

詳細は田1筆 2,035㎡、畑3筆 4,723㎡、計4筆の6,758㎡です。明細は23ページに記載しています。

続きまして、所有権移転が10件ございます。

詳細は田9筆 7,673㎡、その他1筆 33㎡、計10筆の7,706㎡です。明細は24ページに記載しています。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

無いようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい、ありがとうございました。  
全員賛成でございますので、議案第67号は原案どおり認定することに致します。

議 長

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 農用地利用配分計画の認定について
2. 農地改良届について
3. 令和3年度熊本県農地利用最適化推進大会について
4. 人と農地の問題に関する中尾区集落座談会について

次回、令和3年第9回総会は、令和3年9月6日(月)午前9時30分から庁議室で開催する予定です。

事務局からは以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

議 長

(ありません。の声あり)

無いようでございます。

農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、令和3年第8回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前10時56分

会 長

---

署 名 委 員

---

署 名 委 員

---